

東海財務局のご案内

Tokai Local Finance Bureau





Contents

財務局とは	1
東海財務局について	2
職員・機構図	3
財政	4
金融・証券	6
国有財産	8
経済調査	10
企業内容等開示等	11
広報	12
財務事務所・出張所のご案内	13

財務局とは

財務局は、財務省の総合出先機関として、財政、国有財産にかかる業務を実施しているほか、金融庁からの事務委任を受け、金融機関等の検査・監督を行っています。

また、財務省及び金融庁の施策を地域に広報するとともに、地域の声（意見・要望）や地域経済の実態を財務省及び金融庁に的確かつ迅速に伝達して効果的な施策の形成に寄与しています。

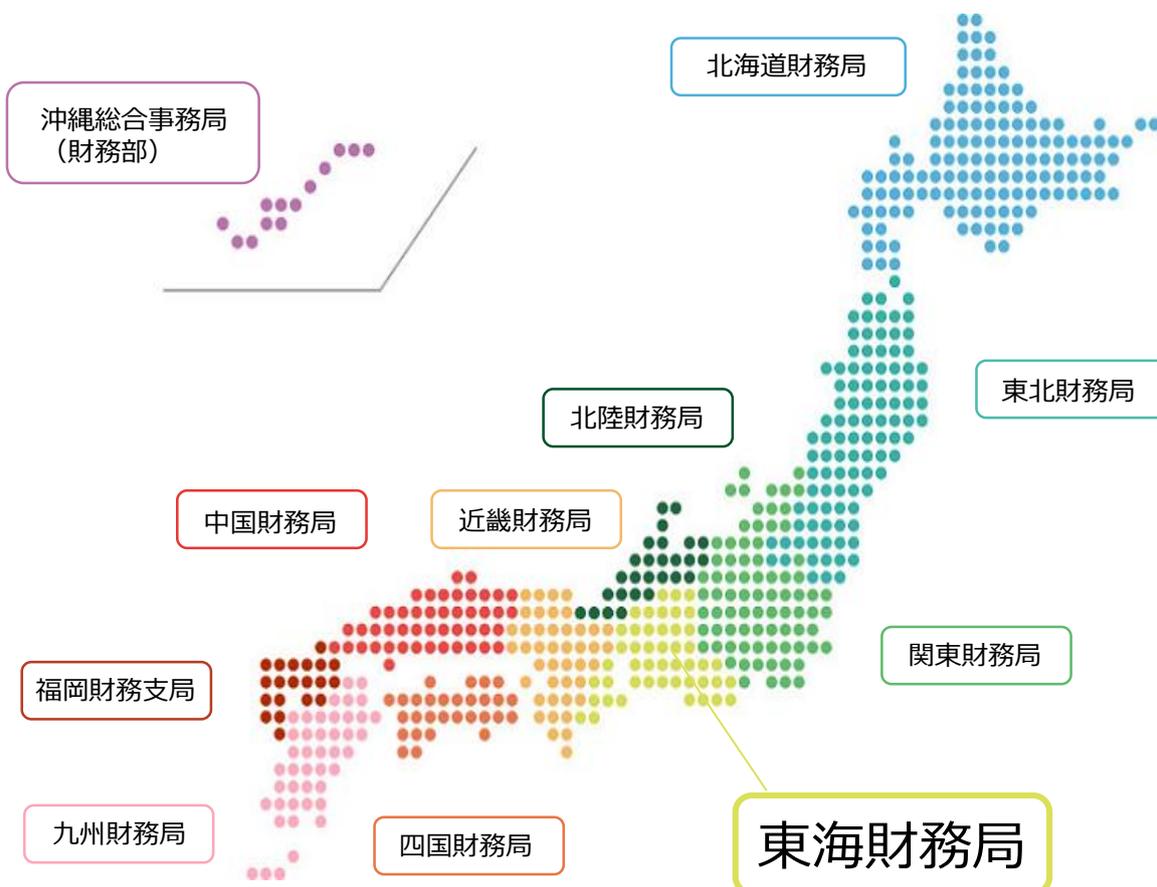
財務局の使命と目指す職員像

地域経済、我が国経済の健全な発展に貢献し、
安心して豊かな社会の実現を目指す



この図では、「財務省の組織理念」をもとにして、「財務局の使命や目指す職員像」の実現に向けて取り組んでいく姿を表現しています。

全国の財務局

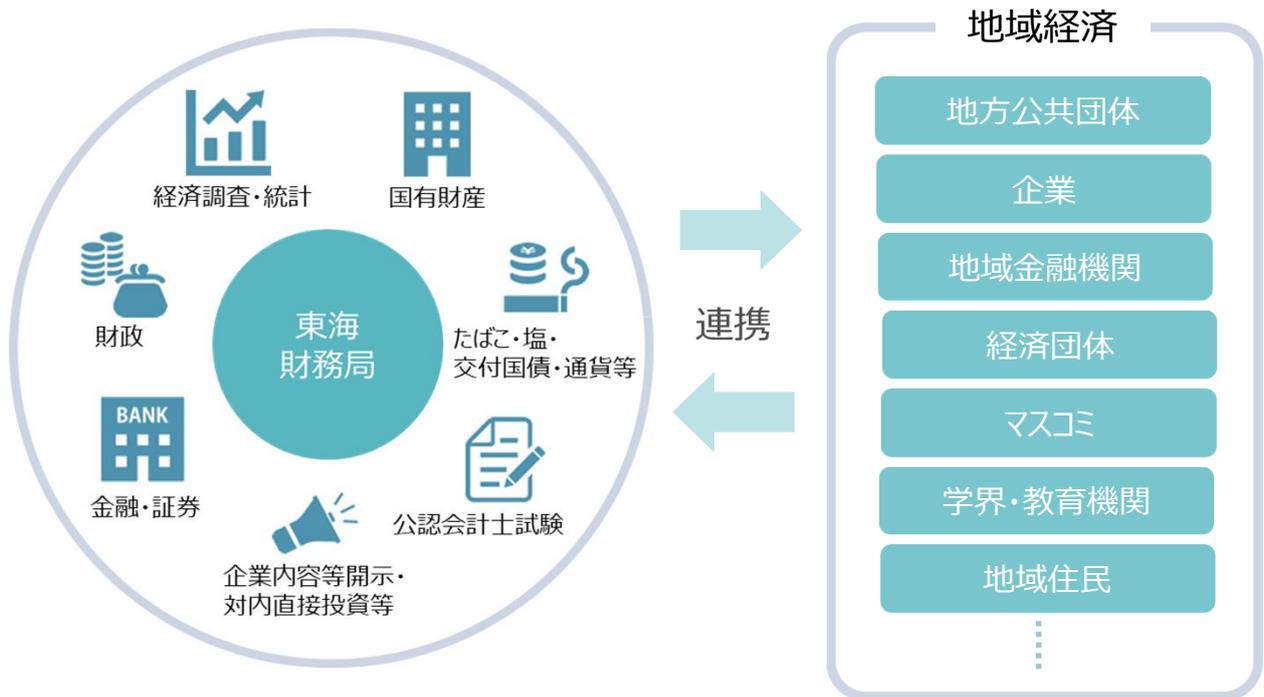


東海財務局について

東海財務局は、東海4県を管轄しており、愛知県に本局を置き、岐阜県、静岡県、三重県の各県に財務事務所、静岡県沼津市に出張所を設置しています。



東海財務局では主に、以下のような業務を行っています。その際、地域と連携しつつ、組織としての総合力を発揮して地域貢献に取り組んでいます。

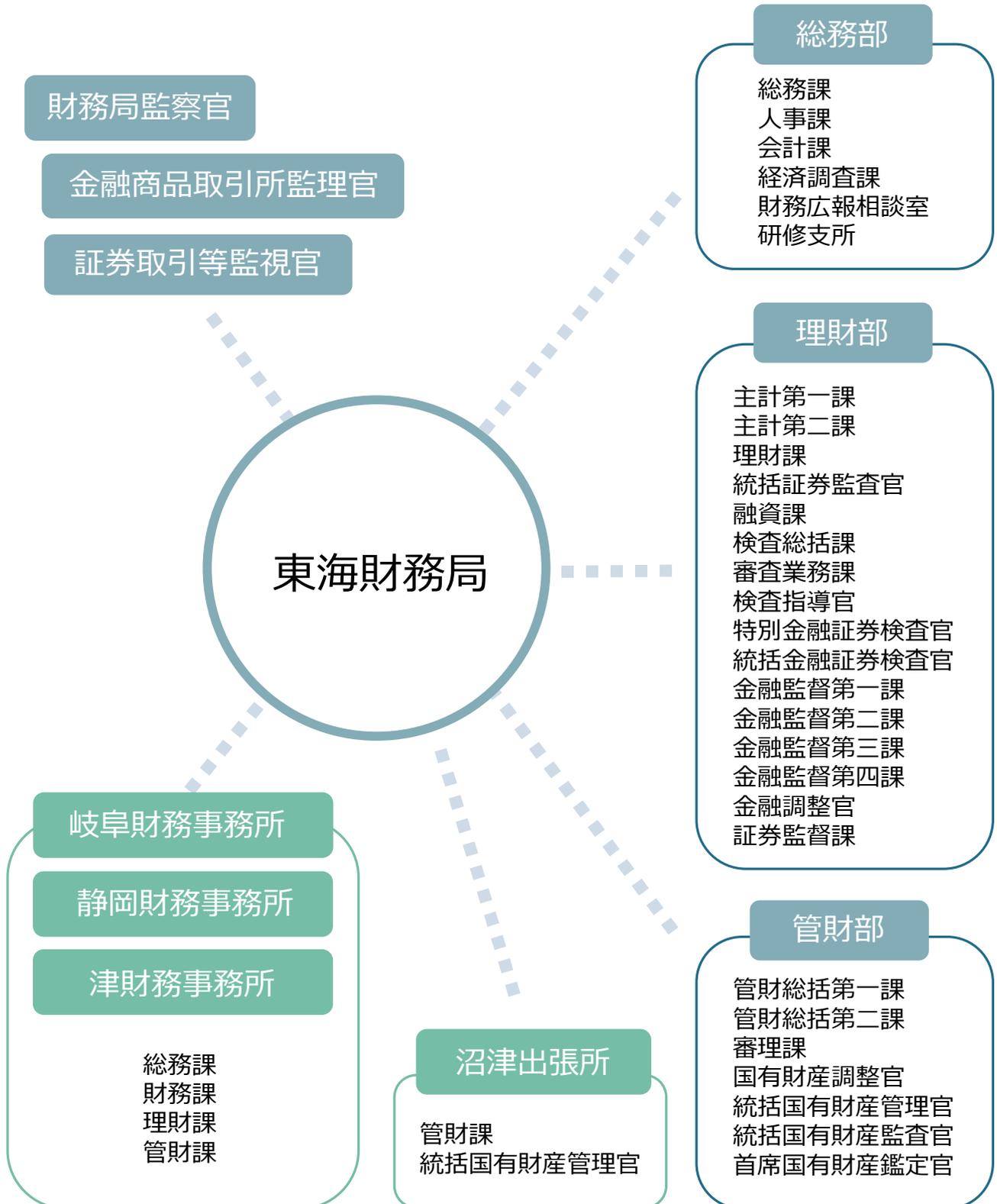


地域連携
総合パンフレットは
こちらから

職員・機構図

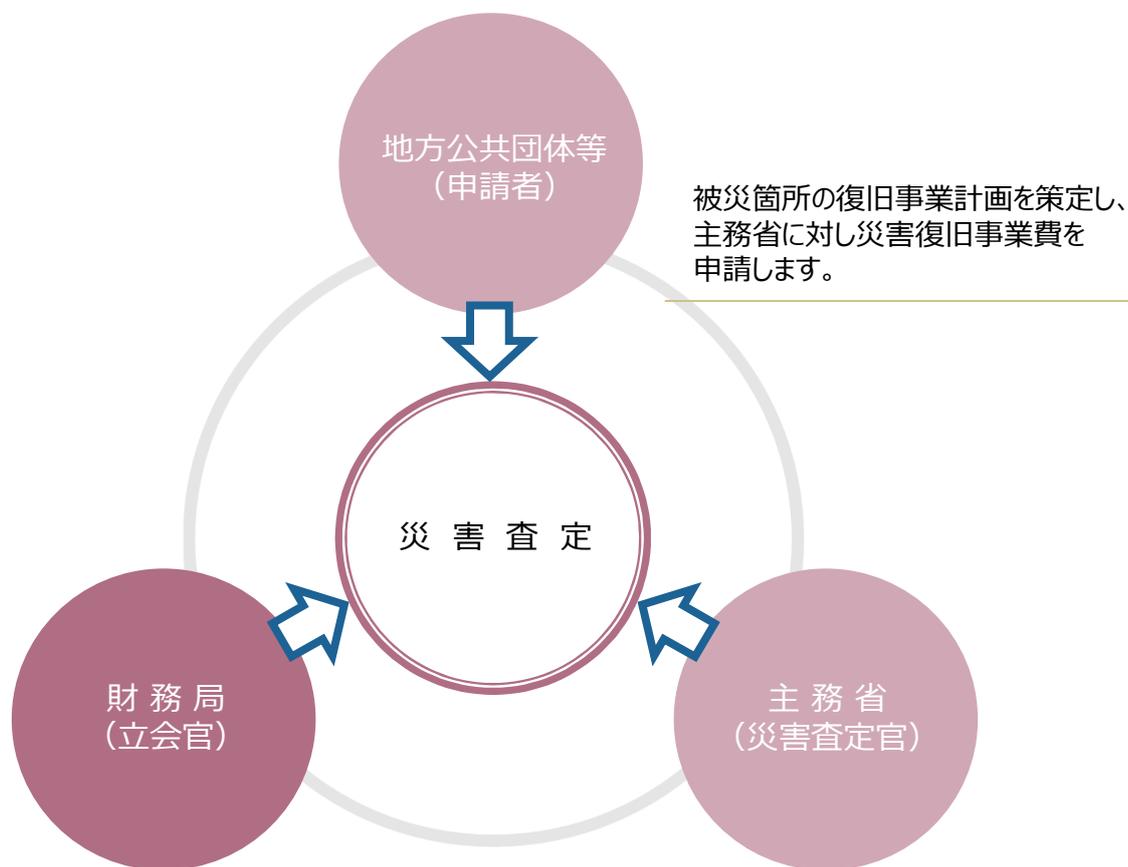
東海財務局では、約400名の職員が、財政・金融等に関する業務に従事しています。

また、平成24年以降に「財務専門官試験」が新設され、財政・金融行政のプロフェッショナルとしての「財務専門官」を採用しています。



災害復旧事業の査定立会

台風、集中豪雨や地震などの災害により、河川、道路、学校や農業用施設などが被害を受けた場合、被災現場において復旧費用等を調査し、早期復旧に努めています。



立会官である財務局は、災害査定官とともに
現地で災害復旧事業費の決定を行います。



被災直後



災害査定立会の現場

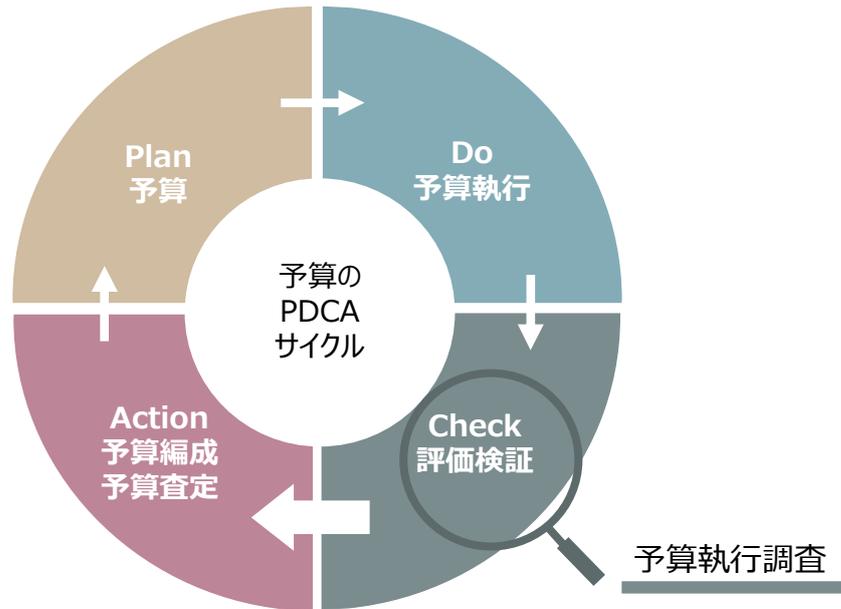


復旧後

写真：岐阜県提供

適正かつ効率的・効果的な予算執行の確保

国の予算が効率的かつ効果的に使われているか、予算執行調査などの調査を実施しています。調査結果については、予算要求や予算査定への反映など、予算編成において役立てています。



地方公共団体への財政融資資金の貸付

地方公共団体が学校・病院の建設、上下水道・廃棄物処理施設などの生活関連施設の整備等に資金を必要とする場合に、財政融資資金（国債の一種である財投債を発行して調達した資金）を貸付け、豊かで住みよい社会環境づくりに寄与しています。

また、財政融資資金の償還確実性を確認するため、地方公共団体に対して財務状況把握や実地監査を行っています。



あいち小児保健医療総合センター

写真：愛知県提供



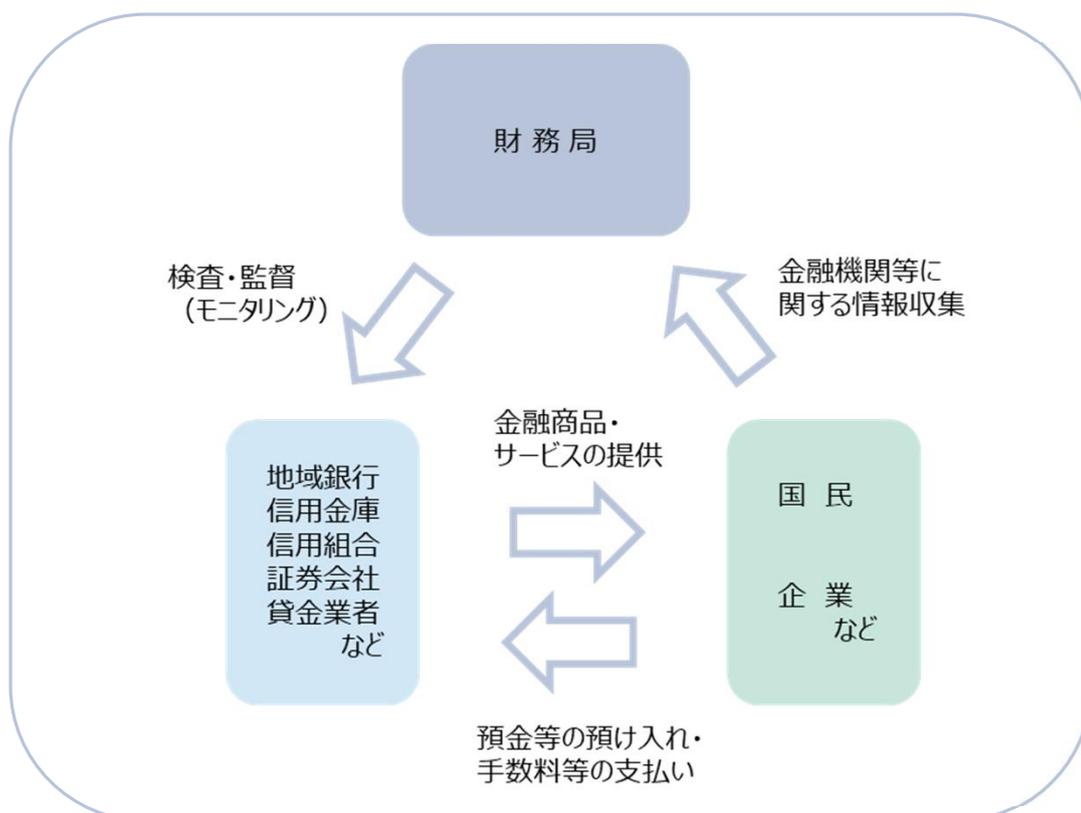
地域子育て支援センター
「かわづっこひろば」

写真：静岡県河津町提供

地域金融機関の検査・監督（モニタリング）

地域銀行や信用金庫などの地域金融機関等に対する検査・監督（モニタリング）や、情報収集を行っています。継続的な実態把握や立ち入り検査などを行い、金融機関の健全性やリスク管理の状況を検証するとともに、必要があれば業務改善命令等の権限を行使します。

こうした業務を通じて、①金融システムの安定や金融仲介機能の発揮、②利用者保護・利用者利便、③市場の公正性・透明性や活力の確保に務めています。



金融商品の市場・取引等の監視

証券取引等の公正性・透明性を確保し、投資家の保護を図るために、証券会社等に対する検査・監督を行っています。また、インサイダー取引や相場操縦等の不公正な取引の疑いのある事例について日常的に幅広く審査を行っています。違法行為に対しては、証券取引等監視委員会と連携して、課徴金の賦課や検察官への告発を行うための調査を行います。

金融商品取引所の監督

名古屋証券取引所の運営が適切に行われるよう、業務や財産の状況、市場における有価証券の売買等を監督しています。

また、名古屋証券取引所が、有価証券を上場又は上場を廃止しようとする際、事前届出を受理しています。

金融仲介機能の発揮を促進

金融機関による事業者への資金供給が円滑に行われるよう、担保や保証に過度に依存しない融資を推進しているほか、事業者の実情に応じた支援の促進、事業者支援の実態把握等を行っています。

また、金融機関の金融仲介機能の向上に向けてセミナー等を開催しているほか、金融機関間の知見・ノウハウの共有、金融機関と地域主体との情報共有のための各種会議の開催等を行っています。



当局主催会議の様子

金融犯罪被害防止のための活動

金融サービスを利用されている方や借金でお困りの方の相談窓口として「金融ほっとライン」・「多重債務相談窓口」を設置し、専門の相談員による質問や相談をお受けしております。

また、金融犯罪被害防止のため、警察や金融機関等と協力し街頭での呼びかけ活動や、地域のイベントでの周知活動・寸劇を交えた振り込み詐欺防止活動を行っています。



イベント会場での周知活動



寸劇を交えた振り込み詐欺防止活動

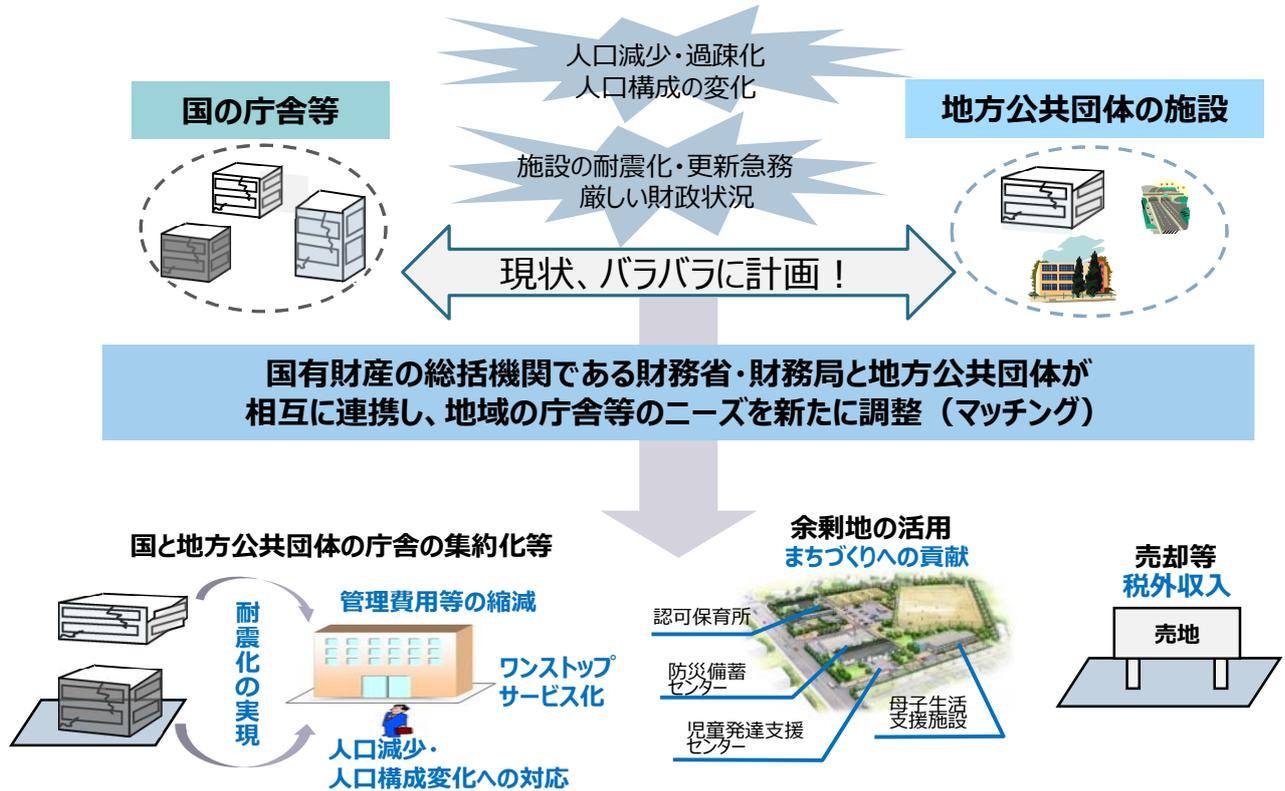
災害への対応

災害救助法が適用された災害等の被災者支援のため、預金者や事業者等の金融取引に支障が生じることがないように、金融機関に対して、預貯金の払戻しや応急資金の融資相談に係る柔軟な対応など、金融上の措置の要請を行っています。

国有財産

地域における国公有財産の最適利用

国も地方も、公的施設の耐震化への対応や、施設の老朽化への対応が求められています。また、地域における人口減少に応じた、公共施設等の集約・再編・活性化が必要な状況です。国・地方ともに財政事情は極めて厳しい状況の中で、国有財産の総括機関である財務局と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図っています。



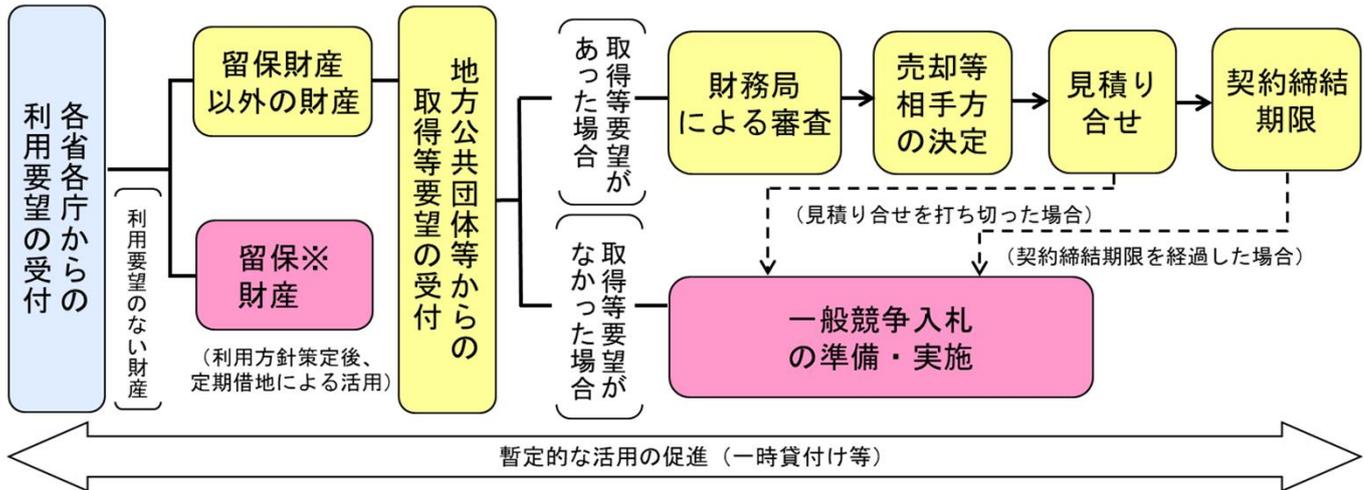
行政財産の有効活用取組

自動販売機や食堂・売店といった従来の用途に加え、以下のような用途による行政財産の有効活用に取り組み、様々な政策課題等に対応しています。



国有財産の売却・貸付け

各省各庁から利用要望のない国有財産について、売却・貸付けを行っています。売却・貸付けにあたっては、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、迅速かつ透明・公平に行うため、原則となる統一的なルールを定めています。



※ 留保財産とは、地域にとって有用性が高く希少な国有地について、将来世代におけるニーズへの対応のため、国が所有権を留保しつつ、定期借地権による貸付けによって、有効活用・最適利用を図ることとした財産をいう。

所有者不明土地発生予防への対応

所有者不明土地の発生を予防するための仕組みの一つとして、相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属する相続土地国庫帰属制度が令和5年4月27日から開始されました。

国庫に帰属する土地のうち、農用地又は森林以外の土地は、財務局が管理・処分を行っています。

国有財産を活用した大規模災害への対応

地方公共団体に対し、災害発生時に仮設住宅敷地や支援物資の集積地として使用することができる国有財産の情報提供を行っています。

また、国の合同庁舎等の「津波避難ビル」指定を促進しています。



津波避難ビルに指定されている沼津合同庁舎

地域の経済情勢を把握して、国の政策に活用

東海地域の企業へのヒアリングや地域経済に関するデータを収集・分析して財務省に報告し、経済財政政策などの企画・立案に役立っています。



財務省での経済情勢報告の様子
～全国財務局長会議～

地域への情報提供

各種調査の結果については、公表するとともに、財務局が実施する各種講演等を通じて、地域の皆様へ情報を提供しています。

◇管内経済情勢報告（年4回公表）

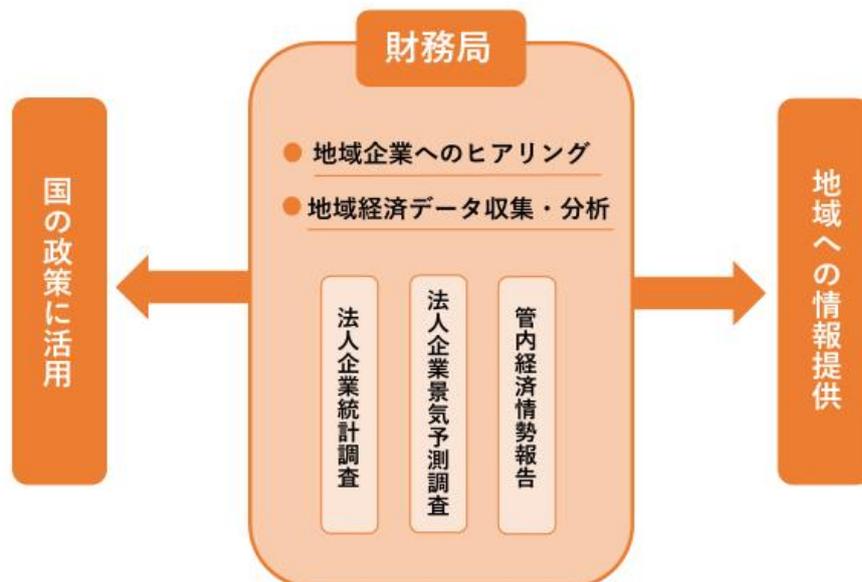
地域経済の動きを的確に把握するため、企業ヒアリングや経済指標の調査・分析を行っています。

◇法人企業景気予測調査（年4回公表）

企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得るための調査を行っています。

◇法人企業統計調査（年4回公表）

企業の財務状況を包括的に把握するための調査を行っています。
調査結果は、国民経済計算（GDP統計）のほか、産業・景気動向分析等の基礎資料としても広く利用されています。



企業内容等開示等

企業内容等の開示（有価証券報告書の受理等）

上場会社などから提出される、会社の財務内容などが記載された有価証券報告書等を受理・審査しています。

また、上場会社の発行済株式総数等の5%を超えて株式等を保有する者から提出される大量保有報告書等を受理・審査しています。

公認会計士試験の実施

企業内容の適切な開示について社会的要請が一段と高まるなか、企業財務の監査に携わる公認会計士の公共的使命がますます大きくなっています。この公認会計士の資格を得るための国家試験を実施しています。



公認会計士試験の様相



未成年喫煙防止等の取組

たばこ・塩に関する業務

たばこの小売販売業や出張販売の許可、卸売販売業者の登録等を行っています。

また、塩製造業者及び塩卸売業者の登録等を行っています。

外国為替検査

テロ資金対策の強化は国際的な重要課題となっています。金融機関等に対して、国際的な協力のもとで行われる資産凍結などの措置が確実に行われているかなどについて、外為法に基づく検査を行っています。

対内直接投資審査制度に関する業務

健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐため、外国投資家が一定の事業を営む日本の企業に対して一定の投資を行う場合に事前届出を求めています。

財務局では、事前届出が必要となる場合の手続き等についての相談窓口、事前届出義務の違反が疑われる場合等の情報提供窓口を設置しています。



財務省・金融庁・財務局の情報を発信

ホームページやSNSによる情報発信、講演会の開催などを通じて、財務省・金融庁・財務局の取組について地域の皆様のご理解を深めていただくよう努めています。

また、ご意見・ご要望を財務省・金融庁に伝えるなど、地域と中央を結ぶ役割を果たすよう努めています。

各世代に向けた広報活動

小・中・高校生に日本の財政に興味・関心を持ってもらうことなどを目的とし、アクティブ・ラーニングを取り入れた「財政教育プログラム」を実施しています。

また、子育て世代向けには財政・資産形成等に関する講演会を、大学では財政・金融の現状や政策、最新の経済情勢の分析結果等を内容とした連続講義を行っています。



講師を派遣します

財政・経済・金融・国有財産などについての講演を実施しています。

皆さまの会社・団体・学校などで講演のご希望がありましたら、お気軽にご相談ください。

講師派遣に関する費用は無料です。

講演テーマ例

- ◇日本の財政の現状について
- ◇最近の東海地域の経済
- ◇最近の金融事情
- ◇金融トラブルにあわないために
- ◇ご存じですか？ 国有財産
- ◇外国投資家による投資について



講師派遣の申込は
こちらから

財務事務所・出張所のご案内

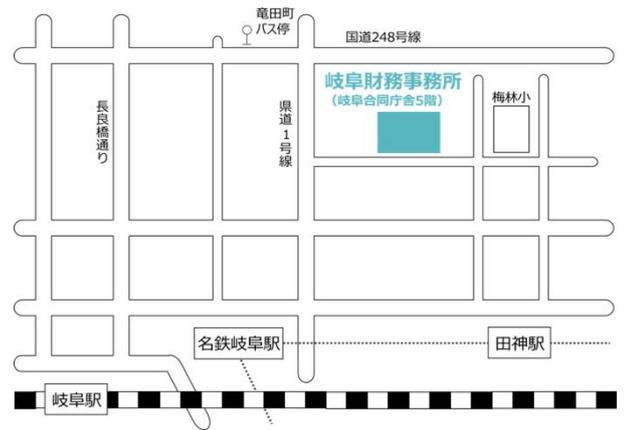
岐阜財務事務所



〒500-8716
岐阜市金竜町5-13
岐阜合同庁舎5階

JR岐阜駅から徒歩25分
名鉄岐阜駅から徒歩20分

TEL 058-247-4111



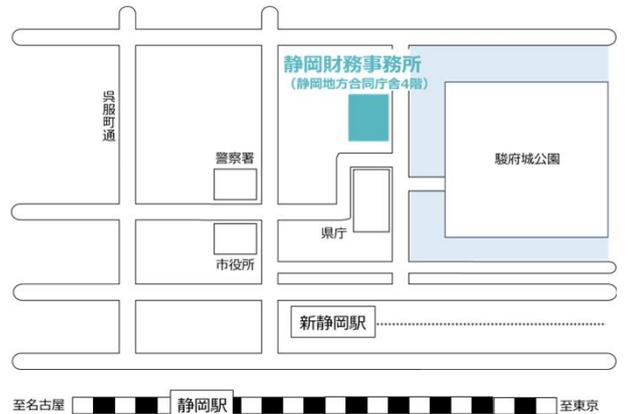
静岡財務事務所



〒420-8636
静岡市葵区追手町9-50
静岡地方合同庁舎4階

JR静岡駅から徒歩15分

TEL 054-251-4321



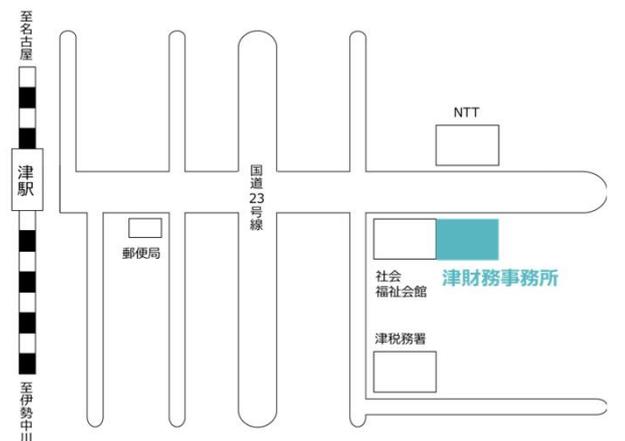
津財務事務所



〒514-8560
津市桜橋2-129

津駅から徒歩10分

TEL 059-225-7221



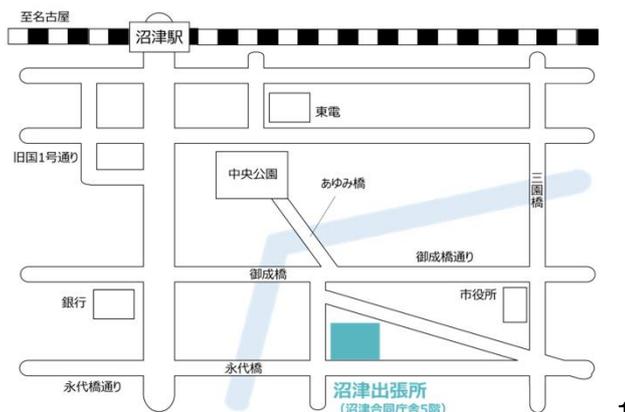
沼津出張所



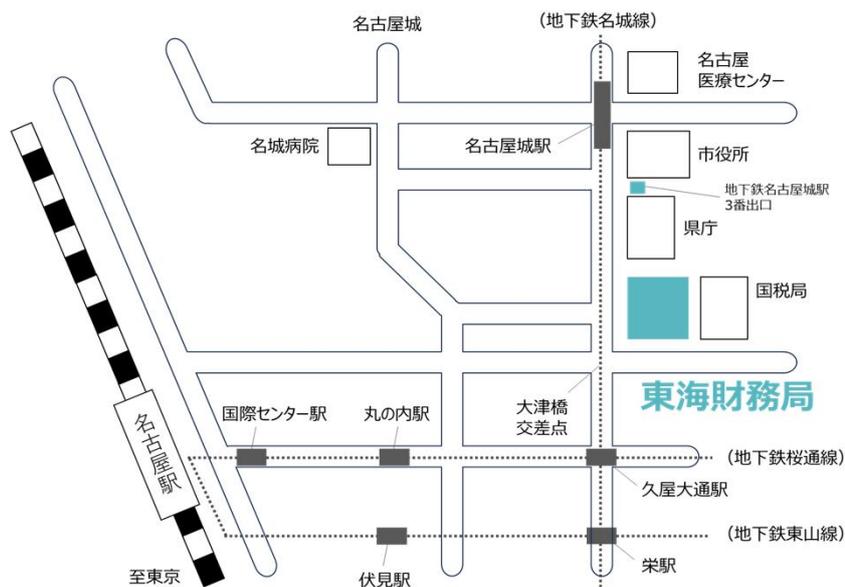
〒410-0831
沼津市市場町9-1
沼津合同庁舎5階

JR沼津駅から徒歩15分

TEL 055-933-5800



Access



地下鉄名城線「名古屋城」駅
3番出口 徒歩2分

財務省 東海財務局
〒460-8521
名古屋市中区三の丸3-3-1
TEL 052-951-1772

<http://tokai.mof.go.jp/tokai/>

ホームページ



X

